





キャンプシュワブゲート前テントで

化し、現在の島耕作は社外取締役という設定となっている。

「抗議行動に日当」がデマなことは決着済み

10年間にわたり、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設工事に対する座り込みの抗議活動を続けてきた沖縄平和運動センターの顧問、山城博治氏は「使い古されたデマだ。影響力のある有名な作家がそんなにも軽い意識なのかと衝撃を受けている。怒りを乗り越えて悲しい」と無念さを隠さない。長く反対運動が続くことに「県民の心に深く根差した運動だからだ。手当を10年も出していたら巨額の資金が



機動隊による座り込み抗議者の排除を待つミキサー車



キャンプシュワブゲート前



安和琉球セメント栈橋前で土砂搬入のダンプカーに抗議

ある【注1】。にもかかわらず、辺野古での抗議行動を中傷する悪質なデマは後を絶たない。

筆者は数年前から2ヶ月に1度くらいの割合で辺野古での抗議行動に参加している。火曜日の最終便で那覇に行き、翌水曜日から金曜日まで辺野古での抗議行動に参加し、金曜日夜帰京するというスケジュールだ。

那覇空港からホテルに向かうタクシーの運転手から「観光ですか」と声を掛けられ、辺野古の抗議行動に参加と答えたところ、「あそこではお金がもらえるでしょう」と言われたことがあった。もちろん即座に否定したが、こういうデマを流す輩がいるようだ。

配られるという「日当」の資金は何処から出ていると考えているのだろうか。ここでもお定まりの中国か。米軍基地負担の軽減を訴えるデニー知事の米・中・韓・フィリピンなどへの自治体外交にも「中国の手先」という心ない中傷がネット上で飛び交う。

#### 辺野古行きのバス代の一律カンパ

辺野古での抗議行動は海上でのカヌー隊は別として、陸上はキャンプシュワブゲート前、安和琉球セメント栈橋前、塩川港の3箇所でも曜日から金曜日まで毎日行われる。

沖縄の現地の人々は、地域あるいは団体ごとに曜日を決めてこの3箇所での抗議行動を分担する。週1回、2回、多い人は週3回の参加となる。辺野古までは、各グループがバスを仕立てる。

筆者は朝7時、沖縄県庁前を出発するバスに乗り込む。辺野古までは1時間余、安和、塩川までは2時間近くかかる。地元の人々はそれぞれの停留所から乗車してくる。乗車する人には、バス運行代の一部に充当するため、一律金1000円程度のカンパが要請される。筆者は3日間なので、合計で金3000円、年間18日で金18000円（もちろんそのほかに航空機、宿泊代）の負担という計算になる。地元の人々は、週1回の人々は毎月4回、年間48回で金48000円、週2回の人々は年間96回、金96000円、週3回の人々は年間144回で、金144000円の負担という計算になる。

この計算は辺野古行きのバス代カンパに関しての

みのものであり、抗議行動参加者にはその他にも多くの経済的負担がかかっていることは言うまでもな



塩川港で1日160台の約束を反故と土砂搬入のダンプカーに抗議、この後、駆け付けた機動隊に排除された



キャンプシュワブゲート前、現場リーダーの女性の声に耳を貸す機動隊長



キャンプシュワブゲート前、沖縄県警員と話す抗議行動参加者、「定年になったら宮古島に戻る」といった類の話



ウチナー口で語り掛ける年配の女性もいる。こういう芸当は年配の女性でなければならない。

昼食は各々がそれぞれ用意して来るが、中に、週1回だが、多くの人々のために盛りだくさんの食事を持参してくる人がある。聞けば、その日は午前3時頃から起きて準備するそうだ。筆者も随分ごちそうになっている。これを辺野古ヴァイキングと呼ぶ人もいる。手間暇はもちろんのこと、毎週のことだから経済的な負担も大変なものだ。他にもパンを焼いてきたり、コーヒーを入れたりする人もおり、種々多様な食べ物、飲み物が配られる。

### 虫の音の聞こえる夜というささやかな 13条の権利

辺野古での抗議行動は憲法13条幸福追求の権利に基づくものだ。沖縄県民が求める幸福とは何か。それは耳をつんざくような爆音のない、虫の音が聞こえる静かな夜、空から危険物の落下のない安全な生活、米軍・軍属による性被害のない安心できる社会等々といったささやかなものに過ぎない。国土の0・6%の狭い土地に在日米軍施設の70%が集中し、県民は米軍基地の重圧に呻吟している沖縄では、このささやかな権利が保障されていない。

そもそも権利の保障はそれが保障されない時代があったことの反映である。例えば表現の自由の保障は、表現の自由が保障されない時代があったからだ。

憲法は種々の権利を保障しているが、その根幹をなすのは13条「個人の尊重」、「幸福追求の権利」だ。ドイツ基本法1条の「人間の尊厳の不可侵」に相当する【注2】。

かつて、個人は天皇の為、国家の為にあるとして、個々人の幸福を求めてはいけないという時代があった。

そんな昔の話ではない。たかだか80年前の話だ。その反省から生まれたのが憲法13条（幸福追求の権利）だ。この13条こそが憲法の肝だ。「戦争で得たものは憲法だけだ」、戦争末期、想定された本土決戦に際し、潜水服を着、先端に爆雷を括りつけた竹を抱え海底に潜み敵の艦船を下から突くことを命じられた「伏龍隊」に動員された作家の故城山三郎氏の述懐だ。

ヤマト（本土）は沖縄に米軍基地を押し付け、ただただ平穏な生活をしたいという沖縄県民のささや

かな願いを踏みにじっている。ヤマトの13条のために沖縄県民の13条が犠牲にされている。沖縄は憲法番外地だ。このことに筆者を含むヤマトの人々がどれだけ自覚的だろうか。

### 終わりに代えて 限りない悲しみ

本件『社外取締役島耕作』の辺野古抗議行動デマ中傷報道に接して、ヤマトの一員として感ずることは怒りではない、限りない悲しみである。

10月22日朝日新聞夕刊「素粒子」は書く、「【辺野古抗議行動に日当】のデマを垂れ流した「島耕作」。社長・会長に出世したエリートも晩節汚し。この程度の情報判断力で今の社外取締役は務まるの?】。

全く同感である。「取材」ならば、どうして他方、即ち抗議行動側の意見も聞かなかったのか。取材で複数人から「辺野古では日当が支払われているようだ」と聞いたと作者らは言う。いずれも直接の体験でなく「伝聞」である。ところが件の漫画では登場する女性に「抗議する側もアルバイトでやっている人がたくさんいますよ 私も一日いくらの日当で雇われたことがありました」と伝聞でなく、直接の体験として語らせている。ここに抗議行動に対する作者の嫌悪・悪意を感じず。5千円? 1万円? 一体いくらの「日当」を貰ったというのか。直接の「取材」などしていないから具体的に書けないのだろう。

作者の弘兼憲史氏は防衛省の公報アドバイザーを務めており、過去にも、安倍晋三首相（当時）との対談で、出身地岩国の米軍基地について「私みたいな“基地歓迎派”の意見は無視されてしまいます」と語っていたこともあるようだ（SMARTFLASH 10月22日）

冒頭記した「モーニング、及び作者の「お詫び」が読者に対するものであって抗議行動参加者に対するものでないことはどうしたことか。

島を耕すように 艦砲射撃の雨が降る  
ほんとうの敵は誰なのか  
尊い命は 帰らない  
ドンパチやってまけた国 祖国と呼んだ  
あの国は  
なぜだかこの島放り出し アメリカより遠い国  
流れ流されて どこまでも 沖縄よ どこへ行く

戦が教えてくれたのは 愚かさだけなのに

生まれたときは アメリカ世 ためらいもなく  
ドル時代

勝った 負けたの関係で がんじがらめの  
お触れ書き

戦が終わりまた戦 島を飛び立つ米軍機  
我々の島が あの国の人々を苦しめる  
流れ流されて どこまでも 沖縄よ どこへ行く  
金網の向こうに 平和など ありはしないのに

アメリカ世から大和の世  
期待と不安の世替わりは  
戦をしない日本の 兵隊たちがやってきた  
物があふれる暮らしより 金網のないこの島を  
それがアジアの人々へ 償いの証  
流れ流されて どこまでも 沖縄よ  
戦が教えてくれたのは 愚かさだけなのに  
金網の向こうに 平和など ありはしないのに  
(沖縄よ どこへ行く 作詞・作曲：安里正美)

辺野古キャンプシュワブゲート前テントで、ギター  
の弾き語りによるこの歌を聴かされたとき、様々な  
思い【注3】が去来し、ヤマトの人間として言葉  
がなかった。1970年ベトナム戦争の頃に創られ  
た歌だが、今も事態は全く変わっていない。

同じヤマトの人間、弘兼憲史氏はこの歌を聴いた  
ことがあるだろうか。課長島耕作でなく、社長、会  
長を経て社外取締役となっている島耕作にはこの歌  
を受止める感性がなくなってしまっているのだろうか。

【注1】2017年東京MXテレビのニュース番組  
「ニュース女子」は米軍ヘリパット建設の反対運動を  
巡り、参加者が日当を得ていると報じた。この報道  
に対して放送倫理・番組向上機構（BPO）は裏付  
けが不十分とする意見を公表した。参加者に取材を  
していないことも明らかとなり、同番組は終了する  
ことになった。反対運動関係者らによる番組制作会  
社などに対する名誉棄損を理由とする損害賠償請求  
裁判でも賠償請求が認められた。

【注2】ドイツ基本法1条の1「人間の尊厳は不可侵  
である。これを尊重し、かつ保護することはすべての  
国家権力の義務である」。

日本国憲法は明治憲法の修正という体裁をとったの  
で、条文番号としては13番となった。

なおドイツは、1968年、基本法20条に4項と  
して「この秩序（憲法的秩序）を排除しようと企て  
るすべての者に対し、他の防衛手段がない場合には、  
すべてのドイツ人は抵抗権を有する」と抵抗権を規  
定した。日本国憲法12条も「この憲法が国民に保  
障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、  
これを保持しなければならぬ。」と権利のため  
の闘争義務を謳っている。沖縄県民の憲法13条を  
守るための辺野古の闘いはまさに抵抗権の行使であ  
る。

【注3】「沖縄県民斯克戦ヘリ、県民ニ対シ後世特別ノ  
御高配ヲ賜ランコトヲ」という、沖縄戦の末期、太田  
實海軍少将が大本営海軍部宛てに打った訣別電報を、  
敗戦後の1946年4月の総選挙に際し、沖縄県民  
の選挙権の行使を認めなかったことを、1947年  
9月沖縄を米軍が基地として使うことが日米両国に  
利益にかなうと、裕仁天皇が連合軍総司令部宛に  
発した「沖縄メッセージ」を、1952年4月28  
日発効の沖縄を切り捨てたサンフランシスコ講和条  
約を、思う。